

総務委員会資料

報告 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙の概要について

資料1 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律の概要

資料2 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令の概要

資料3 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律等の施行について（通知）
（総務大臣から各都道府県知事等宛ての通知の写し）

資料4 平成31年4月7日執行 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙の概要

資料5 平成31年4月7日執行 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙の主要日程

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による 選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

○ 概要

- ・ 国民の地方選挙に対する関心を高めること等を目的として、平成31年3月、4月又は5月に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一するもの。

※ 統一地方選挙は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期が4年であることから、昭和22年以来、4年ごとに特例法を制定することにより実施されている。

※ 統一する選挙の範囲は、原則として平成31年3月1日から5月31日までに任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙。

- ・ 6月1日から10日までに任期が満了することとなる議会の議員又は長の選挙についても、統一地方選挙として実施することが可能(任意)。
- ・ 3月1日から3月30日までに任期が満了することとなる議会の議員又は長の選挙については、2月28日までに選挙を行う場合は、統一地方選挙として行う必要はない。
- ・ 平成31年の統一地方選挙においては、およそ1000の選挙が実施される見込み。

○ 統一地方選挙の執行日

(1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長

- ・ 平成31年4月7日(第1日曜日)

(2) 指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長

- ・ 平成31年4月21日(第3日曜日)

※ 統一地方選挙の期日については、平成31年においては、4月第4日曜日が4月28日であり、ゴールデンウィークにかかることから、選挙人の便宜等を考慮し、平成3年の統一地方選挙の期日と同様に、4月第1日曜日及び第3日曜日とする。

○ 衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等の執行日

- ・ 平成31年4月21日(第3日曜日)

※ 公職選挙法の規定により4月第4日曜日に行うこととされている衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についても、平成31年については上記(2)とあわせ、第3日曜日に行うこととする。

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令の概要

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる選挙に関し、選挙人名簿の登録日に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の特例等を定める。

1 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）第1条の規定により統一選挙として行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日現在（選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により当該告示日の前日に行うもの等とすること。（第1条関係）

2 署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

- (1) 特例法第1条第1項又は第2項の規定により統一選挙として行われる選挙が行われる区域内における普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求等の直接請求のための署名収集の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすること。（第2条関係）
- (2) (1)については、平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長又は公職選挙法第34条の2の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。（第3条関係）

3 その他

- (1) その他所要の規定の整備を図るものとする。
- (2) この政令は、公布の日から施行するものとする。

資料 3

総 行 選 第 145 号

平成 30 年 12 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総 務 大 臣

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の
臨時特例に関する法律等の施行について（通知）

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が平成 30 年法律第 101 号をもって、また、特例法第 8 条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が平成 30 年政令第 336 号をもって、それぞれ 12 月 14 日に公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、原則として平成 31 年 3 月から 5 月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等について、原則として選挙の期日を平成 31 年 4 月 7 日及び同月 21 日に統一するとともに、これに合わせ、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についても、平成 31 年については 4 月 21 日とすることとし、加えてこれらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令は、これらの選挙の選挙人名簿の登録日その他公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等の特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る特例法及び特例政令を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 選挙期日の統一に関する事項

1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

- (1) 平成31年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては平成31年4月7日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日に統一することとされた。ただし、同年3月30日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年2月28日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされた（特例法第1条第1項関係）。
- (2) 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができることとされた。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあつては同年1月6日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月20日までに、その旨を告示しなければならないこととされた（特例法第1条第2項関係）。
- (3) 統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、平成31年3月1日から同年5月31日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、平成31年6月1日から同月10日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものをいう。(4)において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前5日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年

4月7日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日とすることとされた。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされた（特例法第1条第3項関係）。

ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、主に地方自治法第78条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前5日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、平成31年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月8日まで、町村にあつては同月10日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙又は同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月8日まで、町村にあつては同月10日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

(4) 統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前10日までに始まる時は、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月7日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日とすることとされた。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされた（特例法第1条第4項関係）。

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が平成31年2月28日以前又は同年6月1日以後に満了することとなる地方公共団体（平成31年6月1日から同月10日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了する地方公共団体にあつては、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、特例法第

1 条第 2 項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。)のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)による告示がなされていない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、同法第 34 条の 2 第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第 78 条若しくは第 178 条第 1 項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第 2 条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第 114 条若しくは第 116 条の規定に該当するに至った場合又は同法第 109 条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、同法第 110 条又は第 113 条の規定により議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があったことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、同法第 33 条第 3 項の規定に基づき市町村の設置の日から 50 日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成 31 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条第 1 項各号に掲げる告示日前 10 日までに始まるとき」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、平成 31 年 2 月 20 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 3 日まで、町村にあつては同月 5 日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第 116 条の規定による一般選挙、同法第 109 条若しくは第 114 条の規定による長の選挙又は同法第 110 条若しくは第 113 条の規定による議会の議員の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年 2 月 10 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 3 日まで、町村にあつては同月 5 日までの間に同法第 34 条第 4 項に掲げる通知を受けたときをいう。

(5) 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法第 33 条の 2 第 2 項に規定する統一対象再選挙(以下「統一対象再選挙」という。)又は補欠選挙のうち、同項の規定により選挙を行うべき期日が平成 31 年 4 月 28 日となるもの(すなわち、平成 30 年 9 月 16 日から平成 31 年 3 月 15 日までに選挙を行うべき事由が生じたもの)の期日は、同月 21 日とすることとされた(特例法第 1 条第 5 項関係)。

2 選挙期日を告示すべき日

特例法第1条の規定によって行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならないこととされた（特例法第2条関係）。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ・都道府県知事選挙 | 平成31年3月21日 |
| ・指定都市の長選挙 | 平成31年3月24日 |
| ・都道府県等の議会の議員選挙 | 平成31年3月29日 |
| ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 平成31年4月14日 |
| ・町村の議会の議員及び長の選挙 | 平成31年4月16日 |
| ・衆議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 | 平成31年4月9日 |
| ・参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 | 平成31年4月4日 |

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第4条第2項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあつては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならないので留意されたい。

第2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成31年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないこととされた（特例法第3条関係）。

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成31年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくても、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあつては同年4月7日に、市区町村にあつては同月21日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能であるためである。

第3 同時選挙に関する事項

1 同時選挙

特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事選挙、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、同条第2項の規定により同時に行うこととされ

た（特例法第4条第1項及び第2項関係）。

- (1) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなるのであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としないものである。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた。
- (2) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に平成31年4月7日又は同月21日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙とを同時選挙として行うためには、公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要するので、留意されたい。

2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「電磁記録投票法」という。）第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされた（特例法第4条第3項関係）。

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙、又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができないこととされているところであり、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定により告示をした指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされた（特例政令第4条）。

これは、特例法第1条第2項の規定により平成31年4月7日又は同月21日に行うこととなる選挙についても、同法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

第4 立候補の禁止に関する事項

平成31年4月7日又は同月21日に行われる選挙について、公職選挙法第87条

の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然であるが、そのほか特例法第1条第1項から第4項までの規定により同月7日に行われる選挙（以下「第一統一選挙」という。）の候補者となった者又は公職選挙法第110条第4項の規定により第一統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第一統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、特例法第1条の規定により同月21日に行われる選挙（以下「第二統一選挙」という。）又は公職選挙法第110条第4項の規定により第二統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第二統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙の候補者となることも禁止されることとされた（特例法第5条第1項関係）。

また、特例法第5条第1項の規定により候補者となることができない者は、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項（第2号に係る部分に限る。）並びに立候補の届出の却下等に関する同法第86条第9項（第3号に係る部分に限る。）、第86条の2第7項（第2号に係る部分に限り、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。）並びに第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により候補者となることができない者とみなすこととされた（特例法第5条第2項関係）。

- (1) 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本項の規定は適用される。
- (2) 本条において「当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。
- (3) 第一統一選挙において公職の候補者となった者が第二統一選挙（衆議院議員及び参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙を含む。）における公職の候補者となることのみならず、これらの選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙についても立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

第5 寄附等の禁止期間に関する事項

1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により平成31年4月7日又は同月21日に行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項の「期間」及び同法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」とは、同条第4項の規定にかかわらず、選挙の期日前90日に当たる日からその選挙の期日までの間とすることとされた（特例法第6条関係）。

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては平成31年1月7日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日をいうものである。

2 特例の適用除外

1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされた（特例法第7条関係）。

- (1) 平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- (2) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- (3) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について特例法

第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

- (4) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月6日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月6日のいずれか早い日において、当該都道府県等の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ア 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が平成31年4月7日又は同月21日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、同法第6条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

イ (1)の市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、平成31年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が同法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び同法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

ウ (2)から(4)の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び同法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

第6 選挙人名簿に関する事項

1 登録の基準日及び登録日

(1) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の選挙時登録については、以下のとおり、同法第 2 条第 1 項各号及び第 2 項各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録することとされた（特例政令第 1 条関係）。

- ・都道府県知事の選挙 平成 31 年 3 月 20 日
- ・指定都市の長の選挙 平成 31 年 3 月 23 日
- ・都道府県等の議会の議員の選挙 平成 31 年 3 月 28 日
- ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成 31 年 4 月 13 日
- ・町村の議会の議員及び長の選挙 平成 31 年 4 月 15 日
- ・衆議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 平成 31 年 4 月 8 日
- ・参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 平成 31 年 4 月 3 日

(2) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録は、(1)によらなければならないものであって、これと異なる基準日を選挙管理委員会において別に定めることはできないものである。

2 登録の移替え

特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前 60 日から、その選挙の期日までの間とすることとされた（特例政令第 1 条関係）。

- (1) 本条にいう「選挙の期日前 60 日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては平成 31 年 2 月 6 日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月 20 日をいうものである。
- (2) 平成 31 年 3 月 1 日から同月 30 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年 2 月 28 日までにを行うために選挙期日を告示することができる口を経過するまでの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

第 7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前 60 日に当たる日から当該選挙の期日までの間

とされた（特例政令第2条関係）。

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域において、平成31年4月7日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月21日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年2月6日から同年4月21日までの間となるものである。

2 特例の適用除外

1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされた（特例政令第3条関係）。

- (1) 平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- (2) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月19日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- (3) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月19日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）
- (4) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙（都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月5日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるも

の（都道府県等であつて、当該都道府県等の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

ア 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が平成31年4月7日又は同月21日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

イ (1)の市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、平成31年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

ウ (2)から(4)の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされた（特例法附則及び特例政令附則関係）。

以上

平成 31 年 4 月 7 日執行 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙の概要

(平成 31 年 1 月 24 日現在)

項 目	川 崎 市 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 知 事 選 挙																																						
1 基本的事項																																									
(1) 選挙管理機関	市選挙管理委員会 (区選挙管理委員会) (法 5、269、令 141 の 2)	県選挙管理委員会 (法 5)																																							
(2) 定 数	60 人 (法 4③、自治法 91、市議 定数選挙区条例)	105 人 (市内 18 人) (法 4③、自治法 90、県議 定数選挙区条例)	1 人																																						
(3) 選 挙 権	日本国民たる年齢満 18 年以上の者で、川崎市に引 き続き 3 か月以上住所を有 する者 (法 9②、自治法 18) ただし、選挙権行使のた めには選挙人名簿登録が要 件 (法 42①)	日本国民たる年齢満 18 年以上の者で、県内の市町村に 引き続き 3 か月以上住所を有する者及び県内の市町村に 引き続き 3 か月以上住所を有していたことがあり、その後 も引き続き県内の市町村に住所を有する者 (法 9②③、自治法 18) ただし、選挙権行使のためには選挙人名簿登録が要件 (法 42①)																																							
(4) 被選挙権	日本国民で川崎市議会議 員の選挙権を有する年齢満 25 年以上の者 (法 10①Ⅴ、自治法 19①)	日本国民で神奈川県議会 議員の選挙権を有する年齢 満 25 年以上の者 (法 10①Ⅲ、自治法 19①)	日本国民で年齢満 30 年以 上の者 (住所要件なし) (法 10①Ⅳ、自治法 19②)																																						
(5) 選 挙 区	7 選挙区 (各区 1 選挙区) (法 12④、15)	市内 7 選挙区 (各区 1 選 挙区) (県内 48 選挙区) (法 12①、15、県議定数選 挙区条例、特例条例)	神奈川県 of 区域 (法 12③)																																						
(6) 投 票 区	市内 164 投票区 (川崎区 29、幸区 19、中原区 26、高津区 23、宮前区 24、多摩区 24、麻生区 19) (法 17、令 141 の 2)																																								
(7) 開 票 区	市内 7 開票区 (各区 1 開票区) (法 18、令 141 の 2)																																								
(8) 選挙人名簿登録 者数等	① 平成 30 年 12 月 3 日現在選挙人名簿登録者数 <table><tr><td>川 崎 市</td><td>1,237,234 人</td></tr><tr><td>川 崎 区</td><td>188,372 人</td></tr><tr><td>幸 区</td><td>137,431 人</td></tr><tr><td>中 原 区</td><td>210,286 人</td></tr><tr><td>高 津 区</td><td>188,756 人</td></tr><tr><td>宮 前 区</td><td>189,278 人</td></tr><tr><td>多 摩 区</td><td>177,169 人</td></tr><tr><td>麻 生 区</td><td>145,942 人</td></tr><tr><td>神 奈 川 県</td><td>7,642,974 人</td></tr></table> ② 選挙時登録 <table><tr><td>【知事選挙】</td><td>*基準日</td><td>年齢 4 月 7 日</td><td>*登録日 3 月 20 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>住所 3 月 20 日</td><td></td></tr><tr><td>【市議・県議選挙】</td><td>*基準日</td><td>年齢 4 月 7 日</td><td>*登録日 3 月 28 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>住所 3 月 28 日</td><td></td></tr></table> ③ 被登録資格 <table><tr><td>【年 齢 要 件】</td><td>平成 13 年 4 月 8 日以前に生まれた者</td></tr><tr><td>【住 所 要 件】</td><td>ア 平成 30 年 12 月 28 日以前に転入届出をし、引き続き 上記基準日時点で市内のいずれかの区に住民登録があ り、かつ、在住していること イ 上記アの他、引き続き 3 か月以上川崎市で住民登録 され、かつ、転出後 4 か月を経過していないこと (知事選挙 (3 月 20 日)、市議・県議選挙 (3 月 28 日) と 2 回の選挙時登録があるが、市議・県議選挙の登録者も各 選挙の投票資格を有する。)</td></tr></table> (法 21①②、22③)			川 崎 市	1,237,234 人	川 崎 区	188,372 人	幸 区	137,431 人	中 原 区	210,286 人	高 津 区	188,756 人	宮 前 区	189,278 人	多 摩 区	177,169 人	麻 生 区	145,942 人	神 奈 川 県	7,642,974 人	【知事選挙】	*基準日	年齢 4 月 7 日	*登録日 3 月 20 日			住所 3 月 20 日		【市議・県議選挙】	*基準日	年齢 4 月 7 日	*登録日 3 月 28 日			住所 3 月 28 日		【年 齢 要 件】	平成 13 年 4 月 8 日以前に生まれた者	【住 所 要 件】	ア 平成 30 年 12 月 28 日以前に転入届出をし、引き続き 上記基準日時点で市内のいずれかの区に住民登録があ り、かつ、在住していること イ 上記アの他、引き続き 3 か月以上川崎市で住民登録 され、かつ、転出後 4 か月を経過していないこと (知事選挙 (3 月 20 日)、市議・県議選挙 (3 月 28 日) と 2 回の選挙時登録があるが、市議・県議選挙の登録者も各 選挙の投票資格を有する。)
川 崎 市	1,237,234 人																																								
川 崎 区	188,372 人																																								
幸 区	137,431 人																																								
中 原 区	210,286 人																																								
高 津 区	188,756 人																																								
宮 前 区	189,278 人																																								
多 摩 区	177,169 人																																								
麻 生 区	145,942 人																																								
神 奈 川 県	7,642,974 人																																								
【知事選挙】	*基準日	年齢 4 月 7 日	*登録日 3 月 20 日																																						
		住所 3 月 20 日																																							
【市議・県議選挙】	*基準日	年齢 4 月 7 日	*登録日 3 月 28 日																																						
		住所 3 月 28 日																																							
【年 齢 要 件】	平成 13 年 4 月 8 日以前に生まれた者																																								
【住 所 要 件】	ア 平成 30 年 12 月 28 日以前に転入届出をし、引き続き 上記基準日時点で市内のいずれかの区に住民登録があ り、かつ、在住していること イ 上記アの他、引き続き 3 か月以上川崎市で住民登録 され、かつ、転出後 4 か月を経過していないこと (知事選挙 (3 月 20 日)、市議・県議選挙 (3 月 28 日) と 2 回の選挙時登録があるが、市議・県議選挙の登録者も各 選挙の投票資格を有する。)																																								

項 目	川 崎 市 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 知 事 選 挙
(9) 任 期 満 了 日	平成 31 年 5 月 2 日 (法 258、自治法 93)	平成 31 年 4 月 29 日 (法 258、自治法 93)	平成 31 年 4 月 22 日 (法 259、自治法 140)
(10) 選 挙 期 日	平成 31 年 4 月 7 日 (日) (特例法 1)		
(11) 選挙期日の告示	平成 31 年 3 月 29 日 (特例法 2、法 33⑤)	平成 31 年 3 月 29 日 (特例法 2、法 33⑤)	平成 31 年 3 月 21 日 (特例法 2、法 33⑤)
(12) 立候補届出期間	平成 31 年 3 月 29 日 (告示日) のみ (法 86 の 4)	平成 31 年 3 月 29 日 (告示日) のみ (法 86 の 4)	平成 31 年 3 月 21 日 (告示日) のみ (法 86 の 4)
(13) 立候補の方法	候補者又はその推薦人が郵便等によることなく、文書で選挙長に届け出る。 (法 86 の 4①②)		
(14) 投 票 方 法	投票用紙 (薄オレンジ色地に黒字印刷) に候補者 1 人の氏名を自書する。(法 46①)	投票用紙 (薄黄色地に黒字印刷) に候補者 1 人の氏名を自書する。(法 46①)	投票用紙 (白色地に黒字印刷) に候補者 1 人の氏名を自書する。(法 46①)
(15) 期日前投票期間	告示日の翌日 (3 月 30 日) から選挙期日の前日 (4 月 6 日) まで (法 48 の 2、48 の 2⑥読替法 39)	告示日の翌日 (3 月 22 日) から選挙期日の前日 (4 月 6 日) まで (法 48 の 2、48 の 2⑥読替法 39)	
(16) 不在者投票期間	告示日の翌日 (3 月 30 日) から選挙期日の前日 (4 月 6 日) まで (法 49、令 56～59 の 5 の 2) ただし、投票用紙等の交付請求は、告示日前からできる (郵便等投票のための請求は、選挙期日前 4 日 (4 月 3 日) まで)	告示日の翌日 (3 月 22 日) から選挙期日の前日 (4 月 6 日) まで (法 49、令 56～59 の 5 の 2) ただし、投票用紙等の交付請求は、告示日前からできる (郵便等投票のための請求は、選挙期日前 4 日 (4 月 3 日) まで)	
(17) 当選人決定方法	得票の多い順に選挙すべき数まで (ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法 95①Ⅲ)	得票の多い順に選挙すべき数まで (ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法 95①Ⅲ)	有効投票の最多数を得た者 (1 人) をもって当選人とする。 (ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法 95①Ⅳ)
(18) 供 託 金	50 万円 (法 92①Ⅴ)	60 万円 (法 92①Ⅲ)	300 万円 (法 92①Ⅳ)
(19) 供託金の没収	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法 93①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法 93①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法 93①Ⅳ)
(20) 法 定 得 票 数	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上 (法 95①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上 (法 95①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上 (法 95①Ⅳ)
2 選挙運動			
(1) 選 挙 事 務 所	1 箇所 (法 131①Ⅴ) (1 日につき、1 回を超えて移動できない) (法 131②)	1 箇所 (法 131①Ⅴ)	2 箇所 (法 131①Ⅳ、令 109 ②、別表 4)
(2) 自 動 車 ・ 船 舶	1 台 (隻) (供託金没収者を除き自動車の費用公費負担) (法 141①Ⅰ⑧、市公費負担条例)	1 台 (隻) (供託金没収者を除き自動車の費用公費負担) (法 141①Ⅰ⑧、県公費負担条例)	1 台 (隻) (供託金没収者を除き自動車の費用公費負担) (法 141①Ⅰ⑧、県公費負担条例)
(3) 拡 声 機	1 そろい (携帯用のものを含む)。ただし、個人演説会の開催中は、その会場において別に 1 そろい使用できる。(法 141①)		
(4) 選挙運動用通常葉書	4,000 枚 (郵送料無料) (法 142①Ⅴ)	8,000 枚 (郵送料無料) (法 142①Ⅳ)	77,500 枚 (郵送料無料) (法 142①Ⅲ)
(5) 選挙運動用ビラ	2 種類以内 8,000 枚以内 (法 142①Ⅴ) 29.7cm×21cm 以内 (供託金没収者を除き作成費用公費負担) (法 142⑧⑩、市公費負担条例)	2 種類以内 16,000 枚以内 (法 142①Ⅴ) 29.7cm×21cm 以内 (供託金没収者を除き作成費用公費負担) (法 142⑧⑩、県公費負担条例)	2 種類以内 300,000 枚以内 (法 142①Ⅲ) 29.7cm×21cm 以内 (供託金没収者を除き作成費用公費負担) (法 142⑧⑩、県公費負担条例)

項 目	川 崎 市 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 知 事 選 挙
(6) 選挙運動用ポスター (42cm×30cm以内、タブロイド型)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①V④⑤、144④、144の2⑧、市ポス掲条例、市公費負担条例) 【ポスター掲示場設置数】(平成30年12月3日現在) 川崎区230、幸区153、中原区213、高津区188、宮前区196、多摩区193、麻生区153、市計1,326 (法144の2⑧⑩、令111)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①V④⑤、144④、144の2⑧、県ポス掲条例、県公費負担条例)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①V③⑤、144④、県公費負担条例)
(7) 個人演説会告知用ポスター (42cm×10cm以内)	制度なし (選挙運動用ポスターを利用して告知することができる。)	制度なし (選挙運動用ポスターを利用して告知することができる。)	ポスター掲示場の選挙運動用ポスターの掲示区画にあわせて1枚だけ(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①IVの3③⑪⑫⑮、県公費負担条例)
(8) 個人演説会の開催	回数制限なし。 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) (法161、163、164)	回数制限なし。 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) (法161、163、164)	回数制限なし。 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) 会場前には、県選管の交付する表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚は掲示 (法161、163、164、164の2①②)
(9) 街頭演説	(標旗)1流 交付された標旗を掲げ、その場にとどまて行く。 (法164の5①I②③) (時間)午前8時から午後8時まで(法164の6①)		
(10) 乗車・乗船章	4枚 (法141の2)		
(11) 選挙運動員章	11枚 (法164の7)		
(12) 新聞広告	2回以内(有料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	2回以内(有料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	4回以内(無料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④⑥、規則19①)
(13) 政見放送	制度なし (実施できない。)	制度なし (実施できない。)	①放送回数 計8回(無料) NHK テレビ2回、 ラジオ2回 民放 テレビ神奈川3回、 ラジオ日本1回 (法150③、令111の4④、実施規程2⑤⑥⑦、別表1) ②放送時間 1回当たり5分30秒以内 (実施規程3)

項 目	川 崎 市 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 知 事 選 挙
(14) 経 歴 放 送	制度なし (実施できない。)	制度なし (実施できない。)	①放送回数 ア NHKテレビ1回 (法151②) イ NHKラジオ概ね5回 (法151②) ウ テレビ政見放送を行 う際の経歴放送 NHK2回、 テレビ神奈川3回 (法151③) エ ラジオ政見放送を行 う場合の経歴の紹介 NHK2回(NHKの2回 は、イの回数で2 回と計算される。) ラジオ日本1回 (実施規程4③、取扱規 程4⑤) ②放送時間 1回当たり30秒以内 (実施規程4②、取扱規 程4②)
(15) 選 挙 公 報	写真掲載 告示日に申請 (選挙人名簿に登録された 者の属する各世帯に配布) (法172の2、市公報条例)	写真掲載 告示日に申請 (選挙人名簿に登録された 者の属する各世帯に配布) (法172の2、県公報条例)	写真掲載 告示日から2 日間に申請(選挙人名簿に登 録された者の属する各世帯 に配布) (法167①、168①、170)
(16) インターネット	① ウェブサイト等によるもの(電子メール等の表示義務) ② 電子メールによるもの(候補者、確認団体に限る) (法142の3、142の4)		
(17) 候 補 者 の 氏 名 等 掲 示	① 投票所における掲示 ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法175①③) ② 期日前投票所及び区選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票記載場所におけ る掲示(告示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法175②⑤)		
(18) 特 殊 乗 車 券	制度なし	制度なし	県内に通用する無料特殊 乗車券15枚 (法176、国土交通省告示)
(19) 選挙運動費用の 支出制限額	法定限度額 = 固定額 + 人数割額 [固定額] 370万円 [人数割額] 選挙区内選挙人名簿登録者数÷ 選挙区内議員定数×149円 (法194、令127)	[固定額] 390万円 [人数割額] 選挙区内選挙人名簿登録者数÷ 選挙区内議員定数×83円 (法194、令127)	[固定額] 2,420万円 [人数割額] 選挙人名簿登録者数×7円 ※最高額は6,050万円 (法194、令127)
(20) 報酬を支給する ことができる事 務員、車上運動 員、手話通訳者 及び要約筆記者 の数	立候補者の届出のあった日から選挙期日の前日までの間で、あらかじめ届出をした 者。 1候補者につき1日12人 ただし、異なる者の使用 数は通算して60人以内 (法197の2②⑤、令129 ③⑦)	1候補者につき1日12人 ただし、異なる者の使用 数は通算して60人以内 (法197の2②⑤、令129 ③⑦)	1候補者につき1日50人 ただし、異なる者の使用数 は通算して250人以内 (法197の2②⑤、令129③ ⑦)

項 目	川 崎 市 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 知 事 選 挙
(21) 後援団体等の寄附禁止	後援団体の選挙区内の者への寄附は、一部例外を除き、時期を問わず禁止されているが、選挙期日前の一定期間は、一部例外のうちの設立目的により行う行事又は事業に関する寄附も禁止。候補者の自分の後援団体（資金管理団体を除く。）への寄附は、選挙期日前の一定期間禁止。 選挙期日前の一定期間とは、選挙の期日前 90 日（1 月 7 日）から選挙期日（4 月 7 日）まで （特例法 6、法 199 の 5）		
(22) 候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止	任期満了の日の 6 月前の日（平成 30 年 11 月 2 日）から選挙期日（4 月 7 日）まで	任期満了の日の 6 月前の日（平成 30 年 10 月 29 日）から選挙期日（4 月 7 日）まで	任期満了の日の 6 月前の日（平成 30 年 10 月 22 日）から選挙期日（4 月 7 日）まで
(23) 政党等の政治活動用ポスター掲示の禁止	候補者の氏名又は氏名類推事項が記載された政党等の政治活動用ポスターについては、告示日に撤去しなければならない。 （法 201 の 14①）		
3 政治活動			
(1) 確認団体の要件	市内各選挙区を通じて 3 人以上の所属候補者を有する政治団体（法 201 の 8①）	県内各選挙区を通じて 3 人以上の所属候補者を有する政治団体（法 201 の 8①）	神奈川県知事選挙の所属候補者又は支援候補者を有する政治団体（法 201 の 9①）
(2) 確認書の交付申請	市選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 （法 201 の 8②）	県選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 （法 201 の 8②）	県選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 （法 201 の 9③）
(3) 政談演説会	所属候補者の 4 倍に相当する回数開催できる。 （法 201 の 8①Ⅰ） 開催に当たっては、市選管に届け出なければならない。 （法 201 の 11②）	所属候補者の 4 倍に相当する回数開催できる。 （法 201 の 8①Ⅰ） 開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 （法 201 の 11②）	衆議院（小選挙区選出）議員の 1 選挙区ごとに 1 回（計 18 回）開催できる。 （法 201 の 9①Ⅰ） 開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 （法 201 の 11②）
(4) 街頭政談演説	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 （法 201 の 8①Ⅱ）	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 （法 201 の 8①Ⅱ）	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 （法 201 の 9①Ⅱ）
(5) 政治活動用自動車（政策の普及宣伝〔機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む〕、演説の告知用）	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台。所属候補者が 3 人を超える場合は、その超える数が 5 人を増すごとに 1 台追加 （法 201 の 8①Ⅲ）	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台。所属候補者が 3 人を超える場合は、その超える数が 5 人を増すごとに 1 台追加 （法 201 の 8①Ⅲ）	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台。 （法 201 の 9①Ⅲ）
(6) 政治活動用ポスター（85cm×60cm 以内）	1 選挙区ごとに 100 枚以内。その選挙区の所属候補者が 1 人を超える場合、その超える数が 1 人を増すごとに 50 枚追加 （法 201 の 8①Ⅳ）	1 選挙区ごとに 100 枚以内。その選挙区の所属候補者が 1 人を超える場合、その超える数が 1 人を増すごとに 50 枚追加 （法 201 の 8①Ⅳ）	衆議院（小選挙区選出）議員の 1 選挙区ごとに 500 枚以内（計 9,000 枚） （法 201 の 9①Ⅳ）
(7) 立札・看板の類の掲示（規格制限なし）	① ア 政談演説会告知用として 1 政談演説会ごとに通じて 5 枚以内 イ 政談演説会の会場で使用するもの ※アには、市議選にあつては市選挙管理委員会、県議選及び知事選にあつては県選挙管理委員会の定める表示をしなければならない。（法 201 の 11⑧） ② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの（枚数制限なし）（法 201 の 8①Ⅴ、201 の 9①Ⅴ）		
(8) ビラの頒布	市選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 （法 201 の 8①Ⅵ）	県選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 （法 201 の 8①Ⅵ）	県選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 （法 201 の 9①Ⅵ）
(9) 拡声機（政策の普及宣伝〔機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む〕、演説の告知用）	政談演説会の会場、街頭政談演説の場所及び政治活動用自動車の車上における使用のみできる。 （法 201 の 8①Ⅲの 2、201 の 9①Ⅲの 2）		

項 目	川 崎 市 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 議 会 議 員 選 挙	神 奈 川 県 知 事 選 挙
(10) 機関新聞紙、機関雑誌の発行	確認団体の本部において直接発行し、通常の方法で頒布するもので、市議選にあっては市選挙管理委員会、県議選及び知事選にあっては県選挙管理委員会に届け出たもの各1に限られ、かつ、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除いたもの（通常の方法について、読み替え規定等あり。） (法 201 の 15①)		
(11) 連 呼 行 為	政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間に限り、政治活動用自動車の上においてできる。 (法 201 の 13① 1)		
(12) 掲示又は頒布する文書図画の特定候補者の氏名等掲載の禁止	新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法を除き、特定の候補者の氏名及び氏名類推事項の記載は禁止される。 (法 201 の 13① Ⅱ)		
(13) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布の禁止	政談演説会の会場においてする場合並びに次のものを除き、禁止される。 ア 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物のうち、職員住宅及び公営住宅 イ 文書図画のうち、新聞及び雑誌 ウ 頒布のうち、郵便等又は新聞折込みの方法による頒布 (法 201 の 13① Ⅲ)		
4 参 考 事 項			
(1) 投 票 率	前回（平成 27 年 4 月 12 日執行） 41.98%	前回（平成 27 年 4 月 12 日執行） 川崎市 42.33% 神奈川県 41.81%	前回（平成 27 年 4 月 12 日執行） 川崎市 41.84% 神奈川県 40.71%
(2) 立 候 補 者 数	前回 87 人 (総定数 60 人)	前回 川崎市 25 人 (市内定数 16 人)	前回 2 人
(3) 投票速報確定時刻	前回 4 月 12 日午後 10 時 6 分	前回 川崎市 4 月 12 日午後 10 時 6 分 神奈川県 4 月 13 日午前 2 時 1 分	前回 川崎市 4 月 12 日午後 10 時 20 分 神奈川県 4 月 13 日午前 2 時 1 分
(4) 開票速報確定時刻	前回 4 月 13 日午前 0 時 51 分	前回 川崎市 4 月 13 日午前 0 時 13 分 神奈川県 4 月 13 日午前 2 時 25 分	前回 川崎市 4 月 13 日午前 1 時 10 分 神奈川県 4 月 13 日午前 2 時 1 分
(5) 不在者投票施設	病院 55、老人ホーム 129、身体障害者支援施設 4、保護施設 1、 刑事施設・少年院等 0 計 189 (平成 30 年 12 月 19 日現在)		
(6) 直接請求署名収集禁止期間	選挙の期日前 60 日（平成 31 年 2 月 6 日）から選挙の期日（4 月 7 日）までの間 (特例政令 2、自治令 92⑤)		

前回（第 18 回統一地方選挙・平成 27 年 4 月 12 日）と変わった事項

項 目	今 回（第 19 回）	前 回（第 18 回）	備 考
1 共通事項			
(1) 選挙権年齢	満 18 歳以上	満 20 歳以上	
(2) 居住確認	同一都道府県内に住所を有し続けている者について、住所移転の回数により区別せず、市町村を単位として 2 回以上住所を移した場合にも、都道府県の選挙の選挙権を認める。 この場合、投票する際には、引き続き当該都道府県内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県内に住所を有することの確認を受ける。	同一都道府県内に住所を有し続けている者について、市町村を単位として 1 回に限り住所を移した場合にも、都道府県の選挙の選挙権を認める。 この場合、投票する際には、引き続き当該都道府県内に住所を有することを証するに足りる文書を提示する。	
(3) 選挙人名簿被登録資格	引き続き 3 か月以上住民登録され、かつ、転出後 4 か月を経過していないものについても選挙人名簿への登録を行う。	制度なし	
(4) 投票区	164 箇所	162 箇所	+ 2 箇所
(5) 選挙人名簿登録者数	1,237,234 人 平成 30 年 12 月 3 日定時登録	1,168,495 人 平成 27 年 4 月 2 日選挙時登録	+ 68,739 人
(6) ポスター掲示場	1,326 箇所 (平成 30 年 12 月 3 日現在)	1,302 箇所 (平成 26 年 12 月 2 日現在)	+ 24 箇所
(7) 縦覧制度の廃止	選挙人名簿の内容確認手段について、縦覧の件数が極めて少ないことや個人情報保護の要請が高まっていること等を踏まえ、縦覧制度を廃止し、個人情報保護に配慮した規定が整備されている閲覧制度に一本化	選挙人名簿の内容確認手段の一つとして縦覧制度が整備	
(8) 不在者投票施設	189 施設 (平成 30 年 12 月 19 日現在)	177 施設 (平成 27 年 3 月 18 日現在)	+ 12 施設
(9) 共通投票所	選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、区の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができる。	制度なし	
(10) 期日前投票の投票時間	開始時刻の 2 時間以内の繰上げ及び終了時刻の 2 時間以内の繰下げを可能とする。	開始時刻の繰上げ及び終了時刻の繰り下げは不可	

項 目	今 回（第 19 回）	前 回（第 18 回）	備 考
(11) 期日前投票事由	「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を 6 号事由として追加	－	
(12) 投票所に入場できる子供の範囲	選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満 18 年未満の者）	選挙人の同伴する幼児	
2 選挙運動			
(1) 未成年者の選挙運動の禁止	満 18 年未満の者は選挙運動をすることができない。	満 20 年未満の者は選挙運動をすることはできない。	
(2) 選挙運動に従事する者のうち、報酬を支給することができるものの範囲	事務員、車上運動員（いわゆるぐいす嬢）、手話通訳者及び要約筆者	事務員、車上運動員（いわゆるぐいす嬢）及び手話通訳者	
(3) 選挙運動用ビラの頒布解禁	都道府県又は市の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用する一定のビラを頒布することが可能となった。	制度なし	
3 神奈川県議会議員選挙 定数及び選挙区数	・神奈川県議会議員の定数 105 （川崎市川崎区選挙区の定数 3） （川崎市高津区選挙区の定数 3） ・県内 48 選挙区 （市内 7 選挙区）	・神奈川県議会議員の定数 105 （川崎市川崎区選挙区の定数 2） （川崎市高津区選挙区の定数 2） ・県内 49 選挙区 （市内 7 選挙区）	± 0 + 1 + 1 - 1

資料 5

(平成31年1月24日作成 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

平成31年4月7日執行 統一地方選挙 主要日程 (主に市議関係)

日 時	事 項	場 所
平成31年2月19日(火) 午前10時から	(知事) (県議) 政党説明会	県庁大会議場
平成31年2月19日(火) 午後1時30分から	(知事) 立候補予定者事前説明会	県庁大会議場
平成31年2月21日(木) 午後2時から	【市議】 政党説明会	第4庁舎4階 第6・7会議室
平成31年2月27日(水) 午後1時から	【市議】 立候補予定者事前説明会	第4庁舎 2階ホール
平成31年3月6日(水) 午後1時から	(県議) 立候補予定者事前説明会	第4庁舎 2階ホール
平成31年3月12日(火)	【市議】 (県議) 立候補関係書類等事前審査開始	各区選管事務室 ※選挙公報は、 市選管事務室
平成31年3月21日(木)	(知事) 告示日・立候補届出の受理 午前8時30分から午後5時まで	県庁大会議場
平成31年3月22日(金)	(知事) 期日前投票・不在者投票開始 4月6日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで	各区役所の期日前投票所のみ可 (3月30日以降は、各区役所以外の増設期日前投票所も可)
平成31年3月29日(金)	【市議】 (県議) 告示日・立候補届出の受理 午前8時30分から午後5時まで	各区役所
平成31年3月30日(土)	【市議】 (県議) 期日前投票・不在者投票開始 4月6日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで	各区役所及び 各区役所以外の増設期日前投票所
平成31年4月7日(日)	※選挙期日 投票日・開票日 投票：午前7時から午後8時まで 開票：午後9時15分から確定まで	投票区： 市内164投票所 開票区： 市内7開票区
平成31年4月9日(火) 午後2時から	【市議】 当選証書付与式	第4庁舎 2階ホール